

景観重点地区の届出と補助制度について

《令和7年6月1日発行》

岩国市では、「岩国市景観計画」において、本市を代表する歴史的・文化的な景観を有する、横山地区及び岩国地区を景観重点地区に指定して、きめ細やかな景観誘導を行っています。

そのため、**建築物・工作物の新築、修繕、撤去等の行為**については、**景観法に基づく届出が必要となっていますので、地区内で行為を計画される際には、必ず事前協議をお願いいたします。**

なお、良好な景観の形成に寄与する行為については、その経費の一部を助成する制度を設けていますので、ご活用ください。

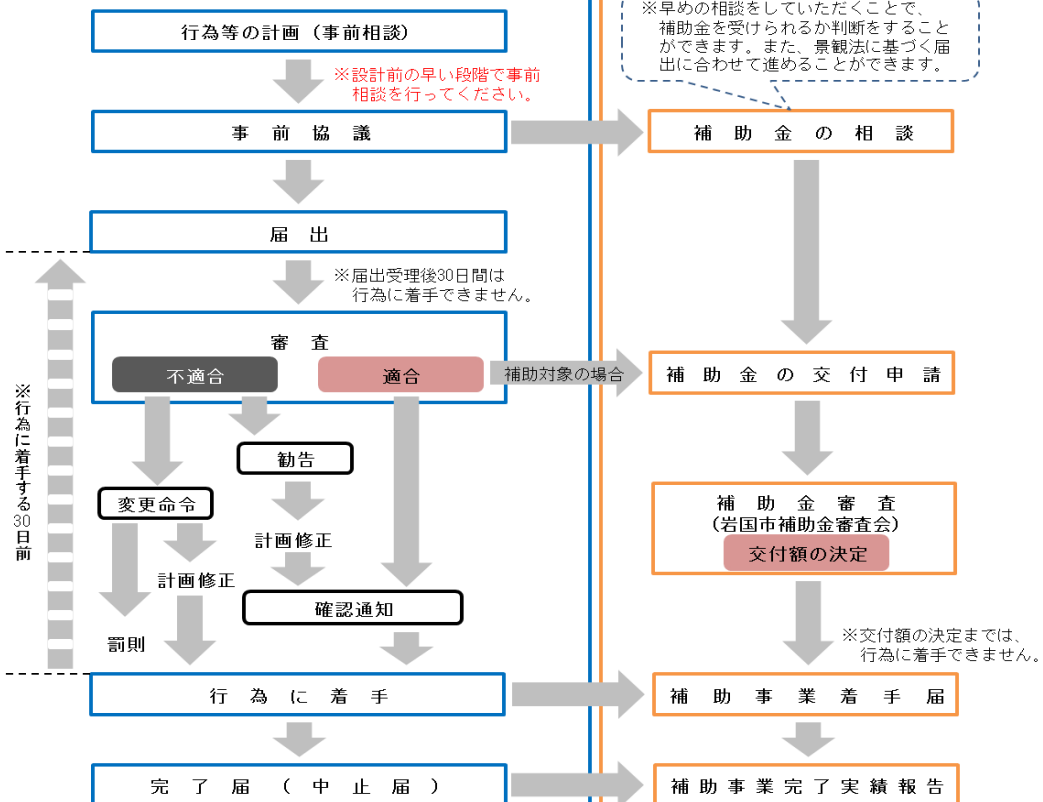
●届出対象行為と届出手続き・補助金交付の流れ

建築物や工作物の新築、増築、改築、撤去又は土地の造成等の開発行為や、土石の採取、木竹の伐採、屋外での資材等の堆積等については、市への届出が必要です。

	行為の種類	届出対象となる規模
建築物	・建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・規模にかかわらず全ての行為 ※室外機等の生活関連設備機器については、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き、高さのいずれかが1mを超えるもの及び高さ3mを超える位置に設置するもの。
工作物	・工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・看板、自動販売機等の設置、取替又は移転	
開発行為	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・対象面積が10㎡を超えるもの 又は ・高さが1.5mを超える法を生じさせる切土・盛土
その他	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・対象面積が10㎡を超えるもの
	・木竹の植栽又は伐採	・樹高5mを超えるもの 又は ・伐採の面積が100㎡を超えるもの

【景観法に基づく届出手続き】

【補助金申請の手続き】



横山重点地区の範囲と景観区分

横山重点地区の範囲は右図の青線で囲んだ範囲です。
横山重点地区は、景観を構成する土地利用による景観区分から、「うるおい住宅地区」、「歴史散歩地区」、「山林河川地区」に区分します。

うるおい住宅地区

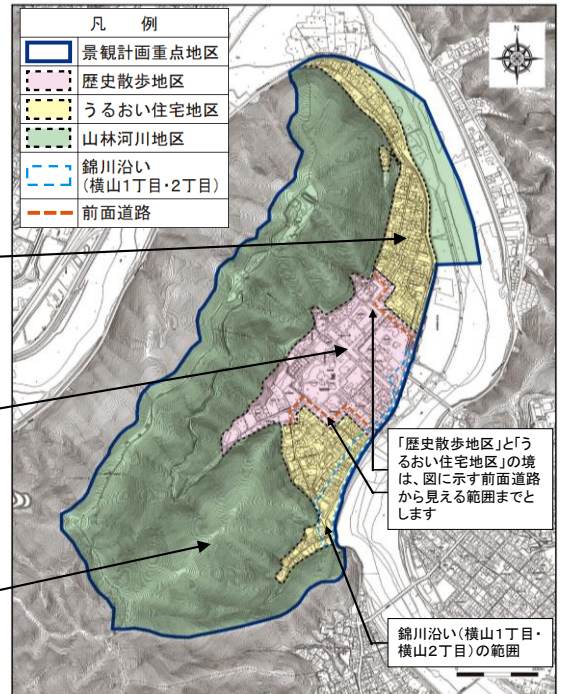
周辺の歴史的景観に配慮した閑静な住宅地の景観づくりをめざします。

歴史散歩地区

錦帯橋から続く多くの歴史的景観資源と観光資源を活かした景観づくりをめざします。

山林河川地区

城山斜面緑地と錦川河川区域の自然景観を保全します。



岩国重点地区の範囲と景観区分

岩国重点地区の対象範囲は、右図の着色した範囲です。
景観及び土地利用特性をふまえ、「山林地区」、「沿道にぎわい地区」、「こまちなみ地区」、「ゆとり住宅地区」に区分します。

山林地区

椎尾神社へ続く緑と岩国山へ続く山並みの自然景観を保全します。

沿道にぎわい地区

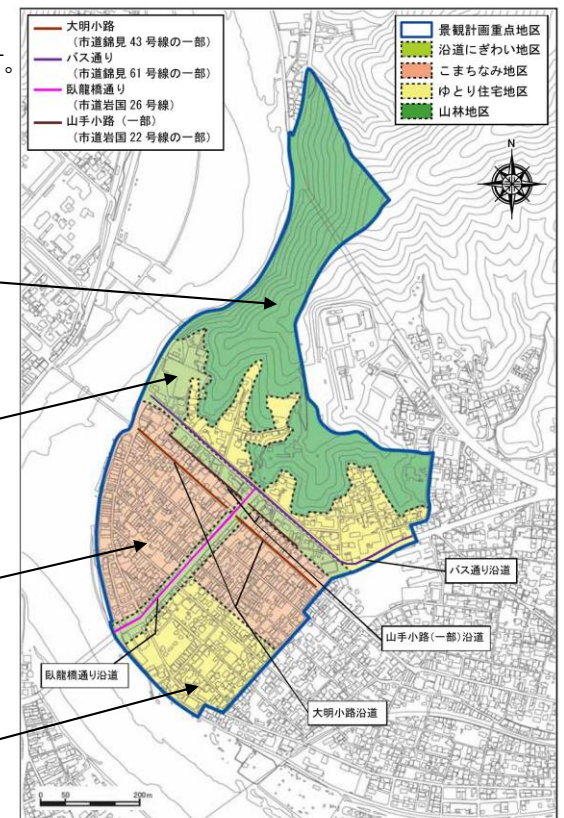
岩国地区へのアクセス道路沿道に、風格と統一感のある景観づくりをめざします。

こまちなみ地区

岩国城下町に由来する商業地の歴史と文化を継承した、風情のある景観づくりをめざします。

ゆとり住宅地区

武家屋敷地等に由来するゆとりと風格を感じる低層住宅地の景観づくりをめざします。



【お問い合わせ】

岩国市 都市開発部 景観整備課 景観政策班
TEL: 0827-29-5162 FAX: 0827-24-4207
✉ keikan@city.iwakuni.lg.jp
🌐 <https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/45/>

様式等の
ダウンロードは
こちらから



●補助制度について

「城下町に由来するまち」である本地区には、その歴史を今に伝える伝統的な建築様式*を保持しつつづけている建物や門・塀等（以下「建物等」という。）が数多く見られます。

それらの建物等は、本地区の歴史と文化を伝え続けてきた重要な資源であり、本地区の景観形成の道しるべとなる重要な要素です。

また、時代の変化に対応しながら、人々の営みとともに生き続けてきた歴史的・文化的なまちの資産でもあります。

これまでの本地区の歴史の中で繰り返されてきたように、現代の暮らしの中でも、快適に使い続けていくことが、魅力ある景観まちづくりにつながることから、修繕や修景を行うことにより、次の世代へ「城下町に由来するまち」の姿を受け継いでいくことをめざします。

※伝統的な建築様式とは、町家や武家屋敷等の歴史に由来を持つ建築様式のこととします。

1 修繕

修繕とは、本地区において昭和 25 年以前に建てられた建物等のうち、伝統的な建築様式を一部でも有しているものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することとします。なお、伝統的な建築様式の建物等のうち、すでに特徴的な外観を有すると市長が認めたものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することも含めるものとします。

◆修繕補助対象範囲・修繕補助率・補助限度額について

本来のよさを出せるような修繕行為のうち、外観等の変更にかかる費用の一部について補助金を交付します。

なお、物件ごとに、専門家の意見を聞きながら、所有者の方と個々に相談し進めます。

修繕の対象となる建築物等	補助率	補助限度額
市が指定した建築物等		
【修繕の対象となる建築物等の選定条件】		
① 江戸～昭和初期の町家の形式を有するもの	2/3	6,000,000 円
② 昭和初期の旅館の形式を有するもの		
③ 江戸期の武家屋敷の形式を有するもの		
④ その他近代の洋風建築、和風建築の形式を有するもの		

2 修景

修景とは、修繕補助以外で建物等を、目標とする景観形成の方向に相應しい風合いに近づけるよう、外観を整備することとします。

◆修景補助対象範囲について

- 屋根は、全面で、屋根葺き仕上げ材（瓦等）及びその施工費を対象とします。
- 外壁は、前面道路から見える面とし、下地を除く外壁仕上げ材及びその施工費を対象とします。
- 開口部は、前面道路から見える面とし、材料費材及びその施工費を対象とします。
- 囲障は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 看板等は、前面道路に面して設置されるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 室外機・設備機器等の囲障は、前面道路から見えるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 舗装・擁壁等は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 仮設費は、修景工事に係る範囲とし、直接仮設費を対象とします。
- 設計費は、事前協議を経たうえで、景観形成に寄与する建物の建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）とし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とします。

◆修景補助率・補助限度額について

項目			補助率	補助限度額
建築物	屋根	和形いぶし日本瓦等	2/3	1,350,000 円
		その他（カラーベスト等）	700 円/㎡	100,000 円
	外壁	塗り壁、板張り、吹付け	2/3	500,000 円
		その他（サイディングボード等）	600 円/㎡	100,000 円
	開口部	窓	400 円/㎡	50,000 円
		面格子	1/2	
囲障	門	出入口	1/2	200,000 円
		木製	2/3	3,000,000 円
		アルミ製	2/3	500,000 円
	塀等	その他（ゲート等）	1/2	300,000 円
		白壁	2/3	2,500,000 円
		白壁風、板塀	2/3	750,000 円
		生け垣	2/3	300,000 円
		その他（簡易な塀）	1/2	150,000 円
外構	車庫		1/2	350,000 円
	舗装		1/2	200,000 円
	看板		1/2	350,000 円
	室外機、設備機器の囲障		1/2	200,000 円
	擁壁等		1/2	400,000 円
仮設	直接仮設費	修景工事用足場等	1/2	150,000 円
設計	設計・監理		1/2	建築設計料率による
その他 市長が必要と認めたもの				市長が認めた額

◆町家型建築物の修景補助率・補助限度額について

対象となる建築物等	補助率	補助限度額
町家型の建築物が連なる通り等において、歴史的な建物と調和した配置を基本に、町家型の形態を有する建築物の新築・増築・改築等を行う場合に、外観に係る部分の補助を行うもの	2 / 3	5,000,000 円
町家型とは…道路に面して 1 階の軒等が連なる建物		
【町家型の形態を有する建築物】		
○ 屋根：傾斜屋根等、地区の歴史的建物と調和した形態のもので、傾斜屋根については、傾斜を前面の道路に向け、まちなみの連続性に考慮したもの		
○ 外壁等：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付、白壁風のもので、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色のもの		
○ 開口部：腰窓、虫籠窓、掃き出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引き違いの戸や窓、固定窓のもの		
○ 車庫等：町家型建築物で道路に面して屋内に車庫等を配置することにより、通りの連続性に配慮したもの		

建築設計料率表	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）ただし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。				
建築工事費区分 （単位：百万円）	5	10	50	100	500
建築設計料率 （各棟別、単位：％）	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31
（注） 建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定める。また、料率の端数は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。					

交付金額は、補助金審査会において決定した補助金額に消費税相当額を上乗せして交付します。なお、法人や個人事業者につきましては、消費税確定申告後に仕入控除税額（返還額）の報告が必要となります。

※交付金額の算定は、単価等を市で精査しますので、見積書の金額とは一致しない場合があります。